

準優勝 坂本、田島
(玉ノ岡中)



第60回嵐山町ソフトボール選手権大会

日程 11月13日(日)
場所 嵐山町総合運動公園
優勝 嵐山スピリッツ
準優勝 志賀ソフト



第25回嵐山町秋季バレーボール大会

日程 10月23日(日)
場所 嵐山町B&G海洋センター
優勝 嵐山セブン



金雞神社奉納剣道大会

日程 11月23日(水)
●小学生低学年の部
優勝 小峰煌慧
準優勝 大野悠斗
第3位 内田千陽・田村 梓
●小学生高学年の部
優勝 山田 潤
準優勝 平井建太郎
第3位 安藤柊平・田村一樹
●中学生男子の部
優勝 初雁大樹
準優勝 野口響平

第3位 真田龍之介・大野佑介
優勝 安田涼華
準優勝 山口舜華
第3位 真田茉愛・田中琴梨



ジュニアA和Bチャンピオン選抜大会

日程 11月3日(木)
場所 加須市騎西総合体育館
●中学1年生の部
準優勝 川上航輝



各種無料相談

次の相談で問合せ先のないものについては、地域支援課 人権・安全安心担当(☎6212152)までお問い合わせください。

迷惑相談

ご近所、仕事などでお困りの方、さまざまな相談を迷惑相談員がお受けします。
日時 月々水曜日
8時30分～17時15分
場所 役場2階 総務課内相談室 電話相談可

行政相談

行政機関の行う仕事に対して要望がある方、行政相談委員が相談をお受けします。
日時 1月11日(水)
13時30分～16時30分
場所 役場3階 総合相談室
このほか、総務省関東管区行政評価局でも相談を受け付けています。
「行政苦情110番」
☎05701090110

法律相談

日常生活上生じた法律的問題(相続、離婚、多額の借金など)について弁護士が相談をお受けします。

広告

会員募集

問合せ:090-8100-0358 事務局 染屋
子供ナイター陸上教室・子供フットサル教室・ノルディックウォーク
フロアカーリング・吹き矢・卓球・ねころび体操教室

総合型地域スポーツクラブ 嵐山ふあいぶるクラブ



スポーツ振興くじ助成事業

日時 1月16日(月)
13時30分～15時50分
場所 役場204会議室
予約制 先着7人

消費生活相談

商品やサービスの質、契約トラブルについての苦情や相談を受け、トラブルの解決のための助言を行っています。

日時 毎週火・金曜日(祝日、年末年始は除く)
10時～12時、13時～16時
場所 役場1階
消費生活相談室(企業支援課内)
問合せ 企業支援課
☎6210720

※上記相談窓口のほか、消費生活支援センター川越(☎04912471088)でも相談を受け付けています。

教育相談

幼児・小学生・中学生及びその保護者の教育に関する色々な悩みなどの相談に応じます。

日時 毎週金曜日 15時～
場所 役場3階 総合相談室
問合せ こども課 学校教育担当
☎6210823

人権相談(法務局)

日時 毎週水曜日 9時～16時
場所 さいたま市地方法務局東松山支局

電話可、来庁可(予約不要)
問合せ さいたま市地方法務局東松山支局 ☎2210379

税理士による無料相談

日時 1月10日(火)
10時～12時
場所 嵐山町役場税務課
対象 嵐山町内に在住・在勤の方

遺言・相続無料相談会

遺言、相続の疑問にお答えします。
日時 2月25日(土)
10時～16時
場所 ①大宮ソニックシティ 804・805 ②熊谷市立商工会館③ウエスタ川越 会議室第1④埼玉司法書士会越谷総合相談センター⑤電話相談

方法 ①面談相談(1組30分) 予約制、2月23日(木)17時までに埼玉司法書士会(☎04818631786) ②申込み③電話相談(☎048187218055) 予約不要、当日のみ通話可
問合せ 埼玉司法書士会 ☎04818631786

全国一斉生活保護110番

司法書士による生活保護に関する電話相談会を行います。
日時 1月29日(日)
10時～16時
方法 電話による無料相談(☎0120052088)
※当日のみ通話可
問合せ 埼玉青年司法書士協議会 鈴木 ☎048196915511

消費者コーナー

消費生活センター(企業支援課内)
問合せ ☎6210720(火・金曜日10時～12時・13時～16時)

消費者啓発参考情報「くまの110番」トラブル情報

「荷受代行」「荷物転送」のアルバイトに気をつけて!
【事例1】
3か月前、SNSで荷受代行アルバイトの募集を見つけ、メールで応募した。その募集をした人に指示された通り、運転免許証の画像をメールで送った。後日、携帯電話会社Aから荷物と書類が届いたが、指示通り、開封せずに指定された個人あての住所に転送した。

【事例2】
3か月前、SNSで知り合った人から荷受代行の副業を紹介され、指示されるまま運転免許証などの画像を送り、後日、携

帯電話会社から送られてきた荷物を転送した。
先日、携帯電話会社から料金未納の請求書が届いた。問い合わせると、私の名義でスマートフォンを契約し、料金は私名義のクレジットカード払いになっているが、滞納しているため利用停止しているとのこと。端末代金は払うようにと言われたが、私は契約していないし、そのクレジットカードは所有していない。支払わなくてはならないのだろうか。
「送られてきた荷物を指定された住所に転送するだけで報酬がもらえるというアルバイトをするために、身分証明書の画像データを送ったところ、知らない間に自分名義で携帯電話が契約されていた」という相談が複数寄せられています。
自分名義で契約された携帯電話を解約するために解約金や端末代金を支払わなければならない状況になったり、クレジットカードを不正利用されていて携帯電話利用料や通話料を請求されたりする可能性もあります。
また、不正に契約された携帯電話などが犯罪に使用される恐れもあります。このような被害を未然に防ぐためには次の点に注意が必要です。

【消費者へのアドバイス】
① こうした「荷受代行」「荷物転送」アルバイトは絶対にしないようにしましょう。
② 運転免許証や健康保険証、銀行等口座等の個人情報や安易に伝えないようにしましょう。
困ったときは、お近くの消費生活相談窓口にご相談しましょう。
局番なしの188(いやや!)でお近くの公的な相談窓口につながります。

NWECのセミナー

「女子大学生キャリア形成セミナー」のお知らせ

NWEC(ニューエック)では、女子大学生を対象に、ライフプランニングを踏まえたキャリア生同士の語り、グループワークの場を設けたセミナーを開催します。お近く、お知り合いに女子大学生の方がいらっしゃいましたら、是非ご案内をご協力をお願いいたします。セミナーの詳細はホームページ「NWECで検索」の「ただいま募集中!」をご覧ください。
日時 2月18日(土)～19日(日)
場所 18日(土) 霞が関ナレ